

サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部改正について

サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

サン・あもりの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第133号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1,600円	1,600円	2,140円
1,600円	1,600円	2,140円
1,600円	1,600円	2,140円
3,200円	3,200円	4,270円
1,600円	1,600円	2,140円
1人1時間につき220円（回数券11枚つづり2,200円）		
1人2時間につき320円（回数券11枚つづり3,200円）		

」を

「

1,280円	1,280円	1,720円
1,280円	1,280円	1,720円
1,280円	1,280円	1,720円
2,560円	2,560円	3,420円
1,280円	1,280円	1,720円
1人1時間につき210円（回数券11枚つづり2,100円）		

1人2時間につき310円（回数券11枚つづり3,100円）

」に、

「

240円
120円
120円
60円
80円
40円
240円
120円

」を

「

280円
140円
140円
70円
100円
50円
270円
140円

」に改め、備考4を次のように

改める。

4 使用者が冷暖房を使用する場合（体育館の専用使用に限る。）の使用料は、次に掲げる額とする。

(1) 体育施設 1時間につき1,050円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のサン・あもりの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。